

PTA改革（案）

1. 組織改革のポイント

- ① **PTA加入確認** 入学説明会時に案内 *任意団体であることを明示
*加入しない場合は連絡をもらう

- ② **役員選出方法** 選出方法が煩雑・不平等感

原則は立候補を募る（対象は全会員）

**立候補がない場合 地域ではなく2年生全対象者から選ぶ方法へ
免除規定の統一**

役員の精選（**人数を減らす**） = 事業内容の精選との関連

- ③ **事業** **多くの人に参加する・生徒と一緒に活動できる事業を考える**
本当に必要な事業、生徒の学校生活を支える事業を精選、**あて職の精選**
会費を抑える工夫 会計の精査 市や県の補助等の活用

2. 改善案

- ① **事業の整理・精選** **全会員は各事業に最低1回は参加するのを原則**
研修会はできるだけ多くの人に参加したくなる内容で
具体的な**事業内容は年度当初に毎年決定**

【活動支援事業】「**学校行事の支援と参加**」「**教育活動の経済的支援**」

例) * 体育祭の巡回（生徒席も含む）・保護者席の後始末

* 文化祭の受付・保護者案内

* ベルマーク集計 → 生徒会と日時を合わせて親子作業も

【環境安全事業】「**安全見守りと環境整備**」

例) * 月1回の朝の挨拶運動 学校校門前およびその周辺

* 親子校内外美化活動 体育祭前の草刈作業 地域美化活動

【親子研修事業】「**親子共学の活動**」 例) 保護者・教員・生徒と一緒に学ぶ研修会

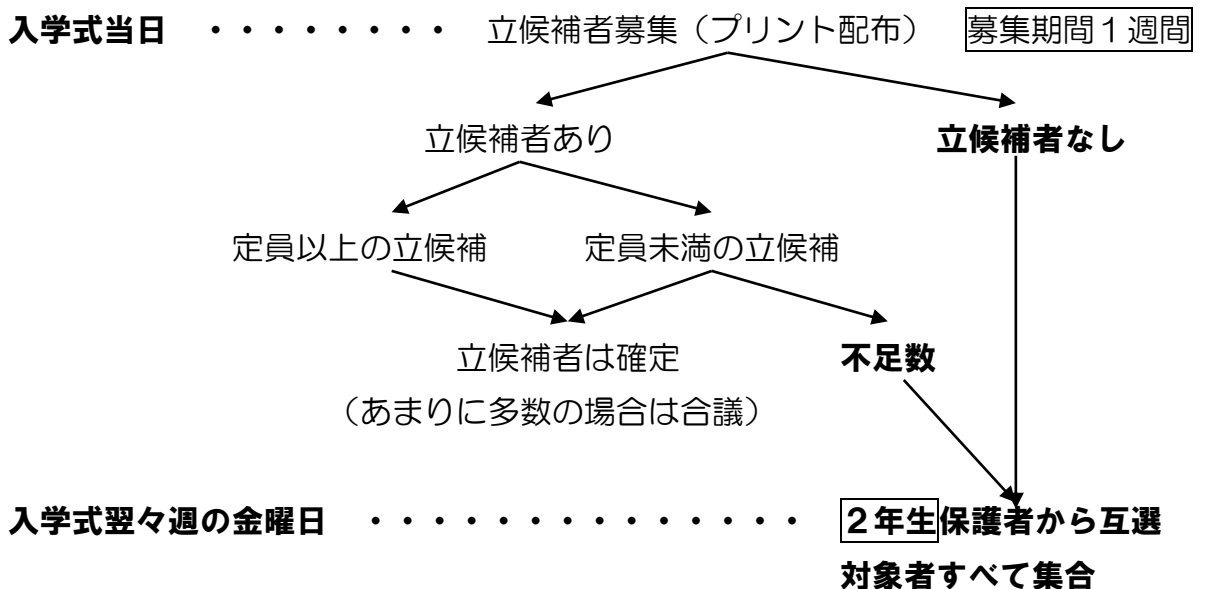
【情報発信事業】「**広報活動**」 例) 月1回の学校HPの更新（兼HP作成講座）

【同和教育推進事業】「**市同和教育推進部との連携・事業**」 PTA 独自事業はなし

※ **〔後援会〕** 教推事業をPTAから分離して後援会として運用（事務局は教員）

- ②役員と役割 **本部役員** 最低5名 (最大10名程度まで) 人数は明記しない
他の役員 (地域委員・教推委員・学級委員 (事業部員) 等) **は設けない**
- 【会長】1名 会の代表 市PTA役員 (会長会) まち協評議員※
 【副会長・会計監査】1名 会長の補佐 総会議長 まち協評議員※
 【事務局員】1名 役員会・総会の司会 役員間の事務連絡
 【同和教育推進委員】2名 市同推事業の協力※
- ※まち協の評議員は辞退していく方向で折衝 (PTAは保護者全員ではない)
 ★会計は教員担当者が一括行う (会費引き落とし業務は中学校と業務委託契約)
 ★会議 月1回程度 各事業計画 および 事業の運営 **全役員**
 ★役員が多いときは仕事を細分して担当してもよい
 仕事は分担して明記せず、本部役員の仕事として記載

③役員の選出 **選挙および信任投票は行わない** **希望者による役員決定を原則とする**



- ★役員免除対象
- ① **中学校で過去に本部役員を経験した人**
 ただし、令和2年度までの役員については
 運営委員 (本部役員+各事業部長) を経験した人とする
 ※1 **令和2年度以前**に中学校で上記以外の役員を経験し、
 地域の内規で役員免除するとされていた人は、免除とする
- ② **小学校で過去に常任委員を経験した人**
 ※2 **令和2年度以前**に小学校で上記以外の役員を経験し、
 中学校での役員は免除するとされていた人は、免除とする

この規定は各小学校に知らせるとともに、令和3年度以降の役員選出についてはこれ以外の免除規定はない (適用しない) ことの周知をお願いします

④予算 予算については**事業内容に合わせて適切に改善** → **会費削減**を模索

3. 特別委員会の設置 P T A会則第20条の規定に基づき、以下の委員会を設置する

設置委員会 **P T A改革準備委員会**

期間 令和2年6月1日～令和3年3月31日 (総会后5月中に組織)

目的 P T Aの体制が大きく変わることに伴い、具体的な内容や動きを検討し、**新体制へのスムーズな移行を実現する**

委員 人数 **保護者6名程度** 上限は特に設けない **教員2名程度**

対象 令和2年度の1, 2年生保護者全体を対象に募集する

応募がない場合は2年生各クラスから1名を選出する

<2年生からとする理由>

3年保護者は新体制下では在籍しない

1, 2年全体となると対象が大きすぎる

2年は新体制下の役員選出対象にならないため(立候補がない場合)

※応募がない場合の委員選出方法

2年生において**臨時の学級P T A会議**を招集(5月中)

司会進行は学級委員

再度立候補を募る → なければ選出方法を決める → 決定

欠席者も含めて選出し決定した場合は学級委員から連絡をする

免除) その時点での現役役員(すべての役) および

現行の役員免除規定対象者

会議 2ヶ月に1回程度 年間6回程度を開催する

主な議案 ○役員選出の具体的な進め方(役員選出実施要領)

選出に関する運営者 初年度の具体的な日程 選出会議の進め方等

○初年度の事業の原案(初年度役員の作成する案のたたき台)

実施事業の案の選定と実施要項の作成

○初年度の予算案(初年度役員の作成する案のたたき台)

○報酬・旅費・弔意規定の検討

決議 委員会で決定した内容はP T A運営委員会の承認を経て来年度の実践に生かすものとする。